

津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事 図面リスト

I 標準仕様

A 通則	<p>① 摘要範囲</p> <p>(1) この工事は、特記仕様書および図面に記載された事項（以下「特記」という。）による。ただし、現場説明の質疑事項的回答書は、この仕様書に優先するものとする。</p> <p>(2) 特記以外の事項については、「建築工事共通仕様書」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）最新版による。</p> <p>(3) 標準仕様書、特記仕様書および図面（以下「特記」という。）に記載のない事項でも工事完成のために必要と認めるものについては、施工者の責任において施工する。</p> <p>② 用語の定義</p> <p>(1) 監督員とは、工事請負契約書の規定に基づき発注者が通知した監督員をいう。</p> <p>(2) 係員とは、発注者が設計監理業務を委託した監理者をいう。</p> <p>(3) 指示とは、発注者側の発議により、係員が請負者に対し、係員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。</p> <p>(4) 承諾とは請負者側の発議により、請負者が係員に報告し、係員が了解することをいう。</p> <p>(5) 協議とは、係員と請負者とが対等の立場で協議することをいう。</p> <p>(6) 現場代理人とは、工事請負契約書の規定に基づき請負者が通知した現場代理人をいう。</p> <p>③ 疑義の解釈</p> <p>設計図書に疑義を生じた場合は、あらかじめ係員の指示をうけるものとする。</p> <p>④ 現場の納まりなどの軽微変更</p> <p>現場の納まり、取り合わせなどの関係で、材料、寸法、取付位置または取付工法等を若干変え、あるいはこれらによって取付数量をいくぶん増減するなど変更の軽微なものは、係員との協議の上、施工すること。このときは設計変更を行わない。</p> <p>⑤ 官公署、その他への手続等</p> <p>工事施工に必要な関係官公署への諸手続きは、請負者において迅速に処理しなければならない。これらの諸手続きに要する費用は請負者の負担とする。</p> <p>⑥ 提出書類</p> <p>請負者は、係員が別に示す書式により、指定する期日までに関係の書類を提出しなければならない。</p> <p>⑦ 法令の遵守</p> <p>請負者は、工事の施工に当たり、労働安全衛生法、建設業法等諸法令に定める工事に関する諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。</p> <p>⑧ 発生材の処理</p> <p>(1) 工事の施工に伴い生じた発生品（以下「発生材」という）のうち、特記または係員の指示により引き渡しを要するものは指定する場所で書類を添えて係員に引き渡すこと。</p> <p>(2) 発生材のうち引き渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法令等に従い請負者の責任において適切に処理しなければならない。</p> <p>⑨ 土砂、資材等の運搬</p> <p>請負者は土砂、資材等の運搬に当たり、積載超過のないように行わなければならない。</p>								
	<p>⑩ 喫煙</p> <p>工事現場内での喫煙は休憩所等係員の指定する場所のみとし、ほかは建物内外全て禁煙とする。また、工事現場内の要所に「禁煙」の標示板を取り付ける。</p>								
B 工事現場管理	<p>① 現場代理人および主任技術者等</p> <p>(1) 施工者は本工事現場に常時勤務しなければならない。</p> <p>(2) 本工事は特殊作業が多い為、現場代理人・作業員等施工関係者の選定にあたっては、能力・適正を十分考慮しなければならない。また、作業員が良好に作業を会得した後は専任とし、理由なく交替させてはならない。技能者等作業員は、この作業に興味と熱意をもって当たる者とし特に細部に注意をはらい根気よく作業を続けることができる者が望ましい。その必要条件は別表による。名勝地内及び当該建造物の文化財保存上、施工関係者の行為・言動により、係員が不適切と判断した者は、理由を明示して交替を求めることがある。</p> <p>(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>作業内容</th> <th>主たる技能者（棟梁・職長）</th> <th>一般技能者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大工</td> <td>木工事</td> <td>文科大臣に認定された「建造物修理」及び「建造物木工」選定保存技術団体（公財文化財建造物保存技術協会）の行った研</td> <td>木造建造物の造作工事に従事し、改修繕い工事なども扱う</td> </tr> </tbody> </table>	職種	作業内容	主たる技能者（棟梁・職長）	一般技能者	大工	木工事	文科大臣に認定された「建造物修理」及び「建造物木工」選定保存技術団体（公財文化財建造物保存技術協会）の行った研	木造建造物の造作工事に従事し、改修繕い工事なども扱う
職種	作業内容	主たる技能者（棟梁・職長）	一般技能者						
大工	木工事	文科大臣に認定された「建造物修理」及び「建造物木工」選定保存技術団体（公財文化財建造物保存技術協会）の行った研	木造建造物の造作工事に従事し、改修繕い工事なども扱う						

屋根葺工	桟瓦葺	修を終了した者。又はこれに準ずる技能と知識を有すると認められる者。	経験豊かな者。
左官工	土壁塗	石州瓦の古い屋根桟瓦葺（土葺）を、多く手掛ける経験豊かな者。	左記に準ずる。
	漆喰塗	伝統工法による材料練り、壁塗、チリ仕舞い、仕上げに習熟し、経験豊かな者。	一回以上の経験を有し、良好な施工実績を持つ者。
		特に材料練りに習熟した者。	
			(3) 現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有するものとし、下記の資格を有するものとする。また、工事の施工に関して主任技術者等又は専門技術者を置く場合は、工事現場内の権限について現場代理人との関係等を明確にしておくこと。その選任については現場代理人、主任技術者も含め経歴書を添付し、届けを提出する。 ・ 2級建築士以上 ・ 上記と同等の知識と技術を有すると建築主が認めた場合はこの限りでない。
			(4) 作業員の構成 (a) 各種技能者とその手元は各工種別に構成し、その連繋が密接であること。また不慣れな多人数で短時間に作業することは絶対に行わず、専任の作業員によって丹念に施工すること。 (b) 当該工事に係る諸作業並びに材料の搬入・搬出等は、原則として夜間に行はなければならない。やむを得ず作業を実施する場合は、事前にその理由を記した書面をもって係員と協議し、許可を受けなければならない。
			② 労働災害の防止 工事現場における安全衛生については、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従い必要な措置を講ずるなど常に工事の安全に留意して現場管理をおこない、労働災害の防止に努めなければならない。
			③ 工事現場の保安 請負者は、工事現場への労働者その他関係者の出入りを適切に管理し、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。
			④ 災害・公害等の防止 工事の施工に伴う災害および公害の防止並びに風水害対策については、関係法令に従い適切に処置すること。
			⑤ 公衆災害の防止 請負者は、公衆の生命・身体および財産に関する危害および迷惑を防止するため、現場に危険標示の設置、または交通整理員など交通および保安上必要な措置を講じなければならない。
			⑥ 事故発生時の措置 請負者は、工事施工中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故または第三者に損害を与えた事故が発生したときは、直ちに応急処置等所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因および経過、事故による被害の内容等について速やかに係員に報告しなければならない。
			⑦ 養生 請負者は、工事の施工済み部分、既存部分、未使用機器、材料等で施工中汚損し、または損傷するおそれのあるものは、適切な方法で養生をすること。
			⑧ 関係書類の常備 請負者は、工事関係書類を備え、係員が隨時閲覧できるよう整理しておく。
			⑨ 現場の整理 工事の施工中、機械器具、材料等は、保安上の妨げにならないよう使用の都度整理し不用のものは場外に搬出するなど、工事現場の整理整頓につとめること。
			⑩ 喫煙 工事現場内での喫煙は休憩所等係員の指定する場所のみとし、ほかは建物内外全て禁煙とする。また、工事現場内の要所に「禁煙」の標示板を取り付ける。

C 施工管理	<p>⑪ 後片付け 請負者は、工事の完了に際し、工事現場およびその関連する部分の後片付けおよび清掃を行うこと。</p> <p>⑫ 実施工程表 請負者は、着工に先立ち、工事実施に必要な工程表（以下「実施工程表」という。）を作成し、係員の承諾を受け提出すること。ただし、軽易な工事については、係員の承諾を受け提出を省略することができる。</p> <p>⑬ 施工計画書 着工に先立ち、仮設物、足場、工事用機械器具設備、資材置場、廃材置場、基礎工事木工事、屋根工事、左官工事、建具工事、構造補強工事、雑工事、周辺工事等についての施工計画書を作成し、監督員に提出すること。ただし、軽易な工事については、監督員の承諾を受け作成を省略することができる。</p> <p>⑭ 施工図・原寸図等 施工図・矩計図を設定し、軒廻り・その他曲線材・棟積は原則として現寸を引き付け型板を作製して施工する（型板は特に狂いのおそれのない厚さ1.5cm程度の良質の板で作製する）。</p> <p>⑮ 基準尺度 スチールテープ等により目盛を施した長さ3.6m以上の檜製間杖を作製し、全工事を通じての基準尺度とする。この基準尺度は工事完了後、建物内に保管する。</p> <p>⑯ 一部施工の確認および報告 請負者は、施工の一工程を完了したときは、その工程が設計図書に定められた条件に適合することを計測等により確認する。また、確認した事項を適宜係員に文書で報告する。</p> <p>⑰ 工事の報告および記録 (1) 工事の進捗状況等現場の状態を係員の指示により報告し、工程写真及び工程表を添付した施工報告書を、毎月初旬に監督員及び係員に提出すること。 (2) 請負者は、係員が指示した事項および係員と協議した事項について正確に記録しこれを系統的に整理すること。</p> <p>⑱ 工事記録写真 請負者は、工事全般にわたって工事写真を撮影し、係員が隨時閲覧できるよう整理編集するとともに、工事完了時に写真帳として提出すること。</p>
	<p>⑲ 概要 本工事に使用する材料は、仮設材料および特に記載されたものほかは、すべて日本産の新品とし、特注品は在来仕様の見本品および図面により作製する。</p> <p>⑳ 補足材 各工事の補足材は、設計図書の数量・寸法によるが、施工図にて確認し、係員の承認を受けること。</p> <p>㉑ 見本 請負者は、材料、仕上の程度、色合い、柄等についてあらかじめ見本を提出して監督員の承諾を受けること。</p> <p>㉒ 材料検査 各種材料については、すべて検査を受け合格したものを使用する。また、不合格品については、速やかに場外に搬出して工事の進行に支障をおこさないようにする。</p> <p>㉓ 材料試験 材料について試験を行うときは、監督員の立会いのもとで供試体を採取し、封印または検印を受け、監督員の承諾する試験所で試験を受け、その成績書を監督員に提出すること。</p> <p>㉔ 検査および試験の費用 検査または試験に直接必要な費用は、請負者の負担とする。</p>

⑷ 材料保管	<p>検査に合格した材料は、請負者の責任において良好な状態で保管し、湿気・火災・盗難等に対して十分対策をとること。</p> <p>参考 工事施工に当り、関係する法令等のうち、主要なものを参考として例示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号） ● 建設業法（昭和二十四年法律第百号） ● 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号） ● 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号） ● 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号） ● 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号） ● 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号） ● 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号） ● 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号） ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号） ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号） <p>提出書類一覧（参考） 詳細については、監督員及び係員と協議する。</p> <p>着工時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 着工届 2. 主任技術者・現場代理人届 3. 工事全体工程表 4. 下請承認願及び経歴書 5. 現場管理組織表及び災害緊急連絡表 <p>工事中</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工程写真、月間工程表を含む月間施工報告書 2. 資材搬入報告書、同検査願 3. 各種施工図・施工計画書・承認図 4. 工事打ち合わせ記録簿 5. 年度出来高検査願 <p>工事完了時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事完了届 2. 竣工検査願 3. 物件引渡書 4. 工事記録簿（工事工程表・工事写真・竣工写真・その他） 5. その他必要書類
	<p>図面番号 A-02</p>

II 特記仕様

A 仮設工事 (損料)	<p>① 計画 建物周囲に軒足場を建設し、素屋根は設置せずその都度シート張りにて対応する。 なお、前面道路側は道路管理者および所轄警察署と協議を行い適切な手続きを行う。</p> <p>② 構造 外部軒足場は枠組木足場、内部足場は枠組棚足場を基本とする。</p> <p>③ 軒足場 建地位置にジャッキベースを置き、軒先より0.5m程外に建てる。各単位枠の取り合せを十分緊結、建地出入り不陸のないように組み立て、最上部には安全手摺を設ける。組立後は必要に応じてワイヤーロープ等による補強を行う。</p> <p>④ 内部の枠組足場は1階解体時の2階崩落防止の機能を考慮し、重機ルートを確保するとともに安全な作業空間を確保する。</p>	C 木工事	<p>① 計画 各建物とも修理方針に基づき、詳細な補修計画を立てる。</p> <p>② 再用材 当初材は将来の保存に支障のない限りつとめて再用する。</p> <p>③ 補足材 腐朽・破損の著しいもの、あるいは現状変更等の事由により取替または新補する材は原則として旧来と同種材とし、旧形・旧工法を踏襲する。取替材は下記を標準とする。すべて乾燥剤とし、化粧材のうち特に板類は、必要に応じて現場で2箇月以上自然乾燥させる。</p> <p>野物材 野地板 一等材 母屋、垂木、瓦座、登り 一等材</p> <p>化粧材 化粧野地板 杉赤身勝一等材</p> <p>構造材 土台、柱 一等材</p> <p>補足木材の品位・等級については下記を基準とする。</p> <p>赤身材 全て赤身のもの。構造上問題の無い角部分等の軽微な辺材は可。</p> <p>赤身勝材 挽立材は末口断面、板材は白太の多い面の面積において三割以下のもの。</p> <p>丸太材 末口断面において、直径の七割以上の赤身のもの。</p> <p>小節材 化粧面一面において径20mm以下の生節が、2mにつき5個以内のもの。</p> <p>一等材 強度、ねじれに影響のある節が無いもの。</p> <p>全部材 丸身、貫通割れ、腐れ、虫穴、入皮、ヤニっぽ、ねじれ、あて、変色等の欠点がないもの。ただし、軽微なもので係員が認めたものは除く。</p> <p>④ 繕い 不用の穴および仕口の見え掛り部、腐朽部等は埋木、矧木等により繕いを行う。材料は主に不用古材の適材を使う。接着剤は低ホルムアルデヒド合成樹脂を用い、構造的強度を要する箇所及び雨水に曝れる箇所には必要に応じてエポキシ系を用い、埋木、矧木は木工用ボンドを用いる。この場合必ず見え隠れに忍釘（木または竹釘）止め等の補強を行う。</p> <p>⑤ 新材加工 継手・仕口・曲線等は在来どおりに、また新補材は復原年代の残存資料等により加工する。柱等軸部の化粧部分は従来の表面加工を調査のうえ、補足材も同様の加工とする。（木材明細参照）</p> <p>⑥ 古色塗 取替または新規補足材は、古色材を用いて周囲と調和よく古色塗を施す。古色材は、アンバー粉、松煙墨、ベンガラ等を柿渋又は水溶きして、布等でよく擦り込んで施工する。手の触れ易い箇所及び雨水に曝される箇所は、その上に荏油等をよく摺り込む。</p> <p>⑦ 木部防腐・防蟻処理 イ 計画 防腐剤塗を木部に行うが、防蟻を兼ねた防腐剤を使用する。</p> <p>ロ 薬剤 財団法人文化財虫害研究所認定品（キラモン同等品）。</p> <p>ハ 施工範囲 床下部材、野地全面、その他見え隠れの仕口面、及び主任技術者の特に指示する箇所。</p> <p>二 工法 浸漬・塗布・吹付等防蟻処理併用の箇所などそれぞれの要求度に応じて行う。塗布吹付は2回以上とする。塗布・吹付は1回の量1m²（木材面積）あたり200ミリリットル以上を刷毛、布または吹付機により処理する。</p> <p>⑧ 特記事項 構造上不完全と認められる部分は添え柱、添え梁、金物等の補強措置を講じる。 その方法については工程調整に十分留意し、係員と協議の上、実施計画を立てて施工する。</p>
B 解体工事	<p>① 解体範囲 屋根瓦、屋根地腐朽箇所、木部腐朽範囲、外壁および内壁の腐朽範囲、軸組および床組の腐朽範囲、破風・軒の土蔵破損箇所を解体する。</p> <p>② 準備 解体する部材には解体前にそれぞれの建物の柱位置を基準とした平面番付を定め、必要に応じて、位置、各名称等を記した番付札を付し、必要な調査・実測・写真撮影等を行う。</p> <p>③ 養生 解体作業に先立って、敷地内の植物を傷つけないように必要に応じて養生を施す。 解体部材の運搬に際して破損の生じやすい部材は、布・紙・合成綿・コモ股は添板などで養生を施す。</p> <p>④ 解体及び調査 準備完了後、順序よく丁寧に解体し、その間必要な部材寸法・材種・時代区分破損程度・仕上寸法・各部仕様・痕跡・転用古材などの諸記録をとる。</p> <p>⑤ 運搬及び古材整理 解体した部材は塵・埃等を清掃し、釘仕舞のうえ再用・繕い・取替予定等に区分し、同種材毎に整理して破損の生じないよう養生を施し、保存小屋その他に運搬し、整理格納する。この際、汚損等の生じないよう取り扱いには特に注意する。</p> <p>⑥ 電気設備撤去 建物に設置されている電気設備は解体工事に支障があるため一旦取り外す。</p> <p>⑦ 発生材処分 解体して不要となった旧屋根葺材・鉄板・瓦・コンクリート等は順次搬出し、危険のない方法で処分する。</p> <p>⑧ 栓瓦葺解体 瓦及び葺土降し：調査記録、写真撮影等を完了した後解体し、種類別に区分けして場外の指定場所に一旦集積した後、係員の指示に従って処分する。 屋根はすべて新規補足瓦にて葺替える。</p> <p>⑨ 特記事項 解体にあたり各部材は丁寧に扱い、解体作業中の仕口の損傷、板材の割れ、工具による損傷等が生じないよう注意し、止釘を抜く際などは材面を傷つけないように添板を施す。楔・栓類も保管し、現在使われていない止釘穴や仕口はチョークによる色別表示を行う。また、藩校養老館が県指定史跡であることを考慮して、解体方法について、敷地内のすべての工作物や植物を傷めないよう係員と協議し、指示を受ける。</p>		

特記	日 付 令和7年12月15日	工事名称 津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事	図面番号 A-03
	設計番号 2402	図面名称 特記仕様書Ⅲ	縮尺 1:

D 屋根工事	<p>① 計画 屋根桟瓦葺を新規瓦にて全面葺替える。</p> <p>② 桟瓦葺 イ 補足瓦 石州瓦（釉薬瓦）市販品とするが、鎌唐草、鎌袖、切落し瓦を用いる。色は来待色とし、サンプルを取せて係員の承認を得て決定する。 ロ 下地 野地板の上、ゴムアスルーフィング葺、横桟木15×30打ちとする。 ハ 瓦割り 瓦割りは働き幅、葺足から行うが、屋根地を変更することなく瓦にて調整する。 二 棟積・鬼・その他 棟積は既存に倣うこととし、七分熨斗1段、小熨斗2段、冠1段とする。 鬼瓦は用いず、太鼓（小）止めとし、熨斗面戸には面戸瓦を使用する。 雪止めは雪止め瓦とする。</p>	<p>③ 調合 1 m³当りの標準調合比は下記によるが、施工の際主任技術者の指示によって決める。 荒壁土 粘土 1.2m³、藁スサ20kg、使用前に夏季を含む3ヶ月以上水練りしてねかせたものを、数回切り返し藁スサを入れ練り合わせる。 斑直し土 荒壁土に砂とスサを加える。 中塗土 簀漉し土 1m³、川砂 0.3m³～0.7m³（土の粘性により異なる）、揉スサ15kg 砂漆喰 石灰 590kg、川砂 0.33m³、角又粉または銀杏草38kg程度を煮込んだ糊、麻スサ30kg程度を混練し、一昼夜置いて使用する。麻スサは使用前に1日以上水に晒して使用する。 上塗漆喰 上記砂漆喰から川砂を除く。麻スサは晒しきとする。</p>
	<p>④ 工法 イ 小舞搔き 間渡竹は柱および桁の間渡穴に差しこみ、要所は貫釘止めにする。こまい竹は間隔4.5cm内外にそれぞれ旧規の割に倣って縦横にこまい縄で千鳥に搔き付ける。塗込間柱は両傍片刃とし手斧目荒し付け、上下は横架材に彫り込み、通し貫あたり釘打ちとする。 ロ 荒壁付 粘土に旧壁土を十分混ぜ、藁スサを入れてよく切り返し、ねかせたものを用いる。塗り上げにあたっては、十分こまいに摺り込み、指定の厚さに塗り上げる。塗り上げ時の水分量を施工上可能な限り減らし、強い壁造りを最優先とする。後日、裏返しを入念に行う。 ハ 斑直し 斑直し土は、荒壁土を漉したものに更に川砂と藁スサを加えたものを使用する。荒壁乾燥後貫材の上に寒冷紗を張り貫伏せを行う。壁周囲部材には朱墨を打ち壁厚を決め、チリ廻りには布連を打ち、チリ漆喰を用いて塗り込む。貫伏せ、チリ廻り乾燥後、斑直し土をつけおり、大斑をとり次に小斑をとる。漆喰仕上げ箇所は、混入する砂の量をできるだけ少なくすること。</p> <p>二 中塗 斑直し乾燥後、中塗土を鎧で十分押しつけ、不陸のないよう塗り上げる。中塗仕上げ箇所は特に鎧斑に注意し、過度に押さえ込みますに仕上げる。</p> <p>ホ 漆喰上塗 上塗は指定の厚みに上塗用漆喰を用い、不陸のないよう塗り付け、水引後斑・チリ切れなどのないように仕上げ、金鎧で十分に磨き上げる。</p>	
E 左官工事	<p>① 計画 既存漆喰上塗および中塗仕上材を搔き落とし、必要に応じて荒壁の補修を行った後に塗り直しを行う。 中塗仕上、漆喰上塗などの仕上げ種別は在来に倣う。</p> <p>② 材料 小舞竹 幅 2.0cm～3.0cmの秋刈りの真竹割材 小舞縄 径 6～8mmの下地縄 荒壁土 夾雜物のない良質な粘土（旧土3割以上：新土7割以下） 中塗土 荒壁土で5mm篩に水通ししたもの 砂 荒目勝、及び細目の川砂 スサ 荒壁用藁スサは打藁を3cm～9cmに切断したもの 中塗用は揉スサ 上塗用は晒麻スサ、紙スサ等 のり 角又（粉末含む）、または銀杏草 石灰 上塗用消石灰または貝灰 その他材 色土、棕櫚縄、洋釘、貫伏用寒冷紗、ひげこ等</p>	<p>⑤ 特記事項 荒壁土は旧壁土と新土を混ぜ合わせて（新土7：旧土3）使用する。新土は早期に購入し、旧土と混ぜ合わせて十分ねかせる。この期間は単に水をはって放置しておくだけでなく、定期的に繰り返し藁を加え、練り合わせる。左官材料の保管は常に乾燥状態としておき、塗り上げ後の乾燥は自然な状態で行い、乾燥が進みすぎる場合にはシート覆い・むしろ掛け等による、早期乾燥予防の措置を講じる。また寒冷時の施工は避け、やむを得ない場合には適当な保温措置を施し、壁の凍結を防止することとする。なお、壁塗着手前に隣接部材の汚損を防ぐため紙張り、シート養生を施す。</p>

特記	日付 令和7年12月15日	工事名称 津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事	図面番号
			A-04
設計番号 2402	図面名称 特記仕様書IV	縮尺 1:	

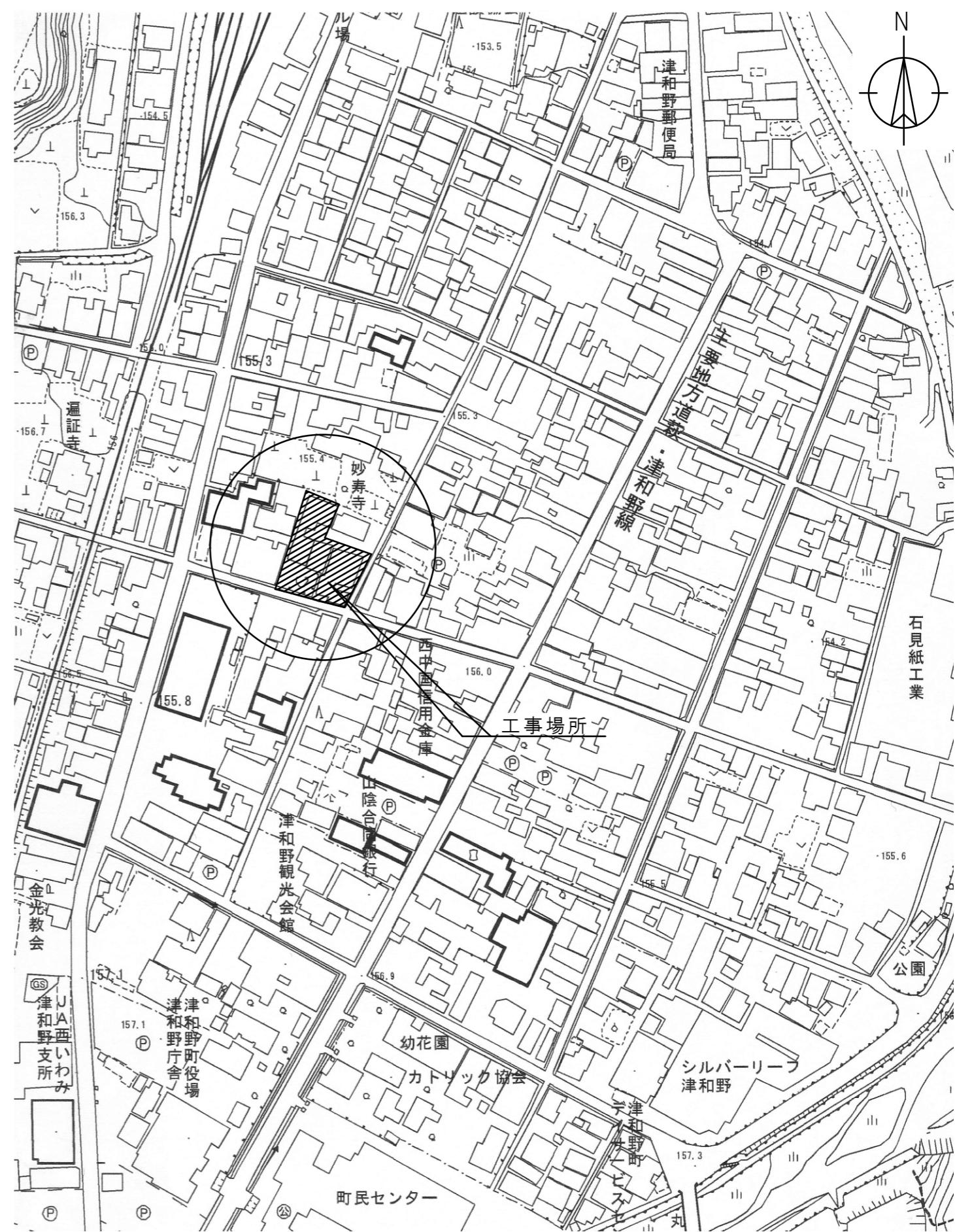
F 建具工事	<p>① 計画 現状建具については係員の指示に従い、取外し格納建具と取外し搬出処分建具の仕訳を行う。 取外し格納建具は、1. 修理再用建具と、2. 別途保存建具に分かれる。 2. 別途保存建具は一旦、敷地内隣接する住宅2階に仮置きし、土蔵修理後に土蔵に格納する。</p> <p>② 修理再用建具 破損の著しい建具は取替え、その他破損程度に応じて修理を行う。新規作製および補修方法については詳細な調査を行って方法を定める。 取替えまたは新補剤には、周囲と調和するように古色塗を施す。 建て込みの際は内法材に倣い、隙間が大きくならないよう取付ける。</p> <p>③ 新設建具 実施設計図に基づいた建具作製のための施工図を作成の上、寸法、仕様を決定する。</p>
G 構造補強工事	<p>① 対青館 計画 建物の腐朽箇所を構造的に有効に修理し、限界耐力計算法により建物の復元力特性を検証する。土壁・小壁を追加設置とともに、部分的に木製筋かいを付加する。</p> <p>② 対青館 耐震要素 変形限界 特記 イ 土壁 1/15 壁厚約60mm(計算上の厚み) ロ 小壁 1/15 壁厚約60mm(計算上の厚み) ハ 木製筋かい 1/30 90角タスキ掛け</p> <p>③ 土蔵 計画 建物の腐朽箇所を構造的に有効に修理し、限界耐力計算法により建物の復元力特性を検証する。適切な場所に耐震リングを取付けて耐力の向上を計る。耐震リングの設置位置については係員の指示による。</p> <p>④ 土蔵 耐震要素 変形限界 特記 イ 土壁 1/15 壁厚約100mm(計算上の厚み) ロ 小壁 1/15 壁厚約60mm(計算上の厚み) ハ 耐震 リング 1/15 R 10 タイプ</p>

H 雜工事	<p>① 横工事 イ 計画 軒樋、堅樋はすべて新規取替える。 受金物は既設を利用するが必要に応じて補強する。 また実施にあたっては、水量計算により堅樋の増設や樋の大きさを検討する。 ロ 材料 材料は下記を標準とする。あらかじめ見本によって指示を受ける。 軒樋 塩ビ製 径105半丸 堅樋 塩ビ製 径60丸 ハ 工法 取付位置は在来の通りとするが、軒樋は水垂れ勾配、通り、位置を十分に検討し、取付金具は黒鉄チェンジャー等にて補修を行うとともに、必要に応じて補強を施す。</p>
I 共通工事	<p>① 安全設備・安全対策 仮設工事中および工事期間中の工事車輌の出入等は、観光シーズン車等往来が激しい時期については安全確保を計るとともに、材料の搬出入を観光客の少ない時間帯に行うなどの安全対策を講じるものとする。その他、必要に応じ危害防止の標示設備を設ける。</p> <p>② 危害防止 工事実施にあたり、法規上必要な危害防止および衛生上のことに関しては、適当な設備を設ける。また各仮設物は工事期間を通して強度上必要な補修・補強を行い、安全を確保する。</p> <p>③ 消火設備 修理建物には消火器を設備し、さらに工事区域内の必要箇所に消火用バケツを備える。</p>

設計概要書

工事名称・他	工事名称	津和野伝統的建造物群保存地区防災施設整備工事			
	工事内容	防災施設修理活用工事			
		伝建物修理活用工事(対青館、土蔵)、防火水槽設置工事、外構工事			
	建築主	津和野町 担当課：教育委員会			
	建設場所	島根県鹿足郡津和野町後田口412、口412-1、口417			
	工事種別※	対青館：大規模修繕を伴う用途変更 ※建築基準法に基づく工事種別			
敷地状況	敷地面積	1,042.39m ²			
	前面道路	南側(町道今市鍛冶屋丁線)：4.5m 0.6m水路+3.3m車道+0.6m水路 東側(町道新丁線)：3.5m 0.6m水路+2.3m車道+0.63m水路			
	地域地区	都市計画区域 内 景観形成地区 内 津和野伝統的建造物保存地区 内 津和野城下町遺跡包蔵地 内			
	用途地域	指定なし			
	建蔽率	70%			
	容積率	200%			
	防火指定	指定なし			
	建物概要				
	棟名	対青館	土蔵		
建物概要	旧用途	旅館	倉庫		
	用途	地区集会所	倉庫		
	構造	木造	木造		
	規模	2階建	2階建		
	面積表	面積	面積	合計	計画容積率建蔽率
	床面積	2階	79.47 m ²	23.01 m ²	102.48 m ²
		1階	180.64 m ²	23.01 m ²	203.65 m ²
		合計	260.11 m ²	46.02 m ²	306.13 m ² 29.37 %
	建築面積		189.60 m ²	24.81 m ²	214.41 m ² 20.57 %
	最高の高さ		8.04 m	6.43 m	
	最高の軒高		6.54 m	4.73 m	
工事概要	対青館	1. 伝統的建造物修理工事として、屋根全面葺替え、木部、外壁、外部建具の修理を行う。 2. 屋根全面葺替えは現状葺き土は行わず、桟木釘打ち(乾式)とする。 3. 既存階段は撤去し、設置場所を変えて階段を新設する。 4. 間仕切壁の変更を行うが、耐震壁の新設等により耐震性を確保する。			
	土蔵	5. 伝統的建造物修理工事として、屋根全面葺替え、木部、外壁、塗籠軒の修理を行う。 6. 屋根全面葺替えは現状葺き土は行わず、桟木釘打ち(乾式)とする。 7. 木部修理については必要最小限とする。			
	防火水槽	8. 防火水槽本体は地上型40トン、認定品とする。 9. 防火水槽の南側前面に木製大和壠を新設し、景観に配慮を行う。			
	外構	10. 既存立木については、玄関前のモミジとキソケイ等、計8本を残してすべて伐採する。 11. その他外構整備工事は別途工事とする。			

案内図



工事区分表				
工事項目	内 容	本工事	工事種別	別途工事
仮囲い	A型バリケード	○	共通仮設工事	
直接仮設	内外足場、屋根シート囲い	○	建築工事	
解体工事	アスベストレベル2、レベル3含有材解体	○	建築工事	
	脇門解体（今市通り土壠西端）	○	建築工事	
	土壠一部解体（今市通り土壠東端独立部）	○	建築工事	
	対青館奥（北側）建物 切離し	○	建築工事	
	対青館奥（北側）建物 解体			○
	対青館手前（南側）建物 切離し	○	建築工事	
	対青館手前（南側）建物 解体			○
流し台	対青館 板間1 流し台、吊戸棚	○	建築工事	
雑工事	建物周囲の立木伐採	○	建築工事	
	サイン案内看板	○	建築工事	
	雨水排水溝、排水管埋設、道路側溝接続	○	建築工事	
衛生器具	対青館 多目的トイレ各種器具	○	機械設備工事	
消火器	対青館 A B C 10型	○	機械設備工事	
弱電設備工事	対青館 電話、CATV設備配管	○	電気設備工事	
	対青館 電話、CATV引き込み			○
換気設備工事	対青館 24時換気設備 他	○	機械設備工事	
空調設備工事	対青館 1階エアコン	○	機械設備工事	
	対青館 2階エアコン			○
空調屋外機基礎	土間コンクリート	○	建築工事	
下水工事	既存下水道公共溝移設	○	機械設備工事	
給湯設備	対青館 小型電気温水器	○	機械設備工事	
防火水槽	40m3級 2分割地上置き型	○	防火水槽工事	
	同上 RC基礎、ステップ	○	防火水槽工事	
塀	木製大和塀	○	防火水槽工事	
外構整備	建物アプローチ、舗床 他			○

メーカーリスト			
工事項目	使用材料	メーカーあるいは施工会社	同等品又は指定
屋根瓦工事	桟瓦 キマチ色、切落とし、カマ唐草、カマ袖	丸惣益田、谷口瓦店	同等品
樋工事	塩ビ軒樋半丸105、塩ビ豎樋65φ	丸惣益田、安野板金工業	同等品
板金工事	ガルバリウム鋼板横葺き	丸惣益田、安野板金工業	同等品
建具工事	木製建具 アルミサッシ	平和木工、久城木工、日浦木工、青柳建具店 YKKAP 三浦軽金属工業	同等品
内装工事	塩ビタイル ビニールクロス サニタリーパネル	タジマ、サンゲツ、東リ サンゲツ、リリカラ アイカ メラミンタイル3mm BTM10118	同等品
雑工事	建物周囲立木伐採 サイン案内看板 耐震リング	石州造林 平和木工 R10型	同等品
防火水槽	40m3級 2分割地上置き型 塗装仕様	共和コンクリート工業 メーカー：カナシテクノサービス認定品	同等品